

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護停止決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和 2 年 2 月 17 日付けの保護停止決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）で行った、停止期間を同月 9 日からとする保護停止決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は必ずしも明らかではないが、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張していると解される。

請求人自身の過去の各逮捕、勾留時における各当該福祉事務所の生活保護の停止の際には、勾留開始の翌日から釈放の前日までの保護費の返還を求められている。よって、逮捕の翌日分の保護費の返還は求められないはずである。そうすると、逮捕の翌日から保護を停止するのではなく、勾留開始日の 2 月 10 日を保護の停止日にすべきである。また、2 月 17 日の時点では、勾留期限が決まっていないことから、2 月末までの保護費の返還を求める本件処分は不

可解である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

| 年 月 日 | 審 議 経 過 |
|-------------|--------------|
| 令和 2年12月22日 | 諮問 |
| 令和 3年 2月25日 | 審議（第52回第2部会） |
| 令和 3年 3月19日 | 審議（第53回第2部会） |

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の基準及び程度

法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。とされ、同条2項によれば、前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならないとされている。

また、法の処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚

生事務次官通知) 第7・1によれば、「経常的最低生活費は、要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定するもの」とされている。

(2) 保護の停止及び廃止

ア 法26条前段によれば、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

イ そして、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問7-15(答)によれば、被保護者が被疑者として警察署に留置、拘束された場合は、刑事行政の一環として措置されるべきものであることから、最低生活費の計上は必要ないとされている。

ウ これを踏まえて、「生活保護運用事例集 2017年版」(東京都福祉保健局生活福祉部保護課発行。以下「事例集」という。)問8-29(答)は、被保護者が警察署に留置された場合、留置の日の翌日付けで全ての最低生活費の計上を停止し、その後、被保護者に係る公訴が提起された場合は、保護を廃止の取扱いをするとされている。

なお、事例集における上記取扱いは、法26条前段の趣旨に合致するものであって、合理性があるものと認められる。

2 本件処分について

(1) 令和2年2月8日に、請求人は、〇〇県内で逮捕され、〇〇警察署に勾留されていたことから、処分庁は、逮捕の翌日である同月9日から請求人の保護を停止する旨の本件処分を行ったことが認められる。

(2) そうすると、請求人は、逮捕されて以降、法に基づく保護を

要しなくなっていたのであり、処分庁は、請求人の逮捕、勾留の事実を確認した上で、保護を停止する旨の本件処分を行ったのであるから、本件処分は、上記 1・(2)の法、問答集及び事例集の取扱いに従った適正なものといえる。

したがって、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張について

請求人は、上記第 3 のとおり主張するが、本件処分が法令に則った、適正なものであることは、上記 2 のとおりであり、本件処分を違法、不当とすることはできないから、請求人の主張には理由がないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来